

住宅用火災警報器は 10年を目安に交換を

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を正常に感知しくなくなりますので、10年を目安に交換しましょう。

別海町の新築住宅では平成18年から、既存の住宅は平成23年から住宅用火災警報器の取り付けが義務化されています。ご自宅の火災警報器の設置年月を確認しましょう。

新しい火災警報器に交換したら

本体の側面などに、油性ペンで設置年月を記入しましょう。



定期的に作動確認し、音を聞きましょう。

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。



ご注意ください

- 火災警報器の種類によって、注意点が異なる場合があります。製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。
- お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。
- 捨てる際は、本体と電池を別にしましょう。ごみの分別ルールを守って廃棄してください。

問合せ／予防課 75-2200



消防職員教養訓練の実施

下記日程で行方不明者発生を想定した搜索訓練を実施します。この訓練は別海消防署と北海道防災航空室の合同訓練となっており、北海道消防防災ヘリコプターが別海町に飛来します。訓練場所では騒音や飛散物等が予想されますので関係者以外の立ち入りを制限させていただきます。

住民の皆さまには大変なご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 実施日時 10月15日(火) 午後0時30分から午後3時
- 予備日 10月21日(月) 同時間 ※15日に実施できなかった場合
- 訓練場所 ふるさとの森、別海町農村広場 (訓練時間の立ち入り制限あり)
- 問合せ 警防課訓練係 TEL75-0366



ヒグマに注意!

野生動物が冬眠を迎える準備のために木の実や山菜などを採り歩く季節でもあります。

入山や入林の際は、事前に出没情報を確認し、複数人での行動を心掛け、笛や鈴、ラジオなどの音の出るもので人がいることをヒグマに知らせるなど、十分な注意をお願いします。

町内のヒグマ出没情報は「別海町地域安全情報システム まもメール」でご確認いただけます。

ヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は下記担当まで情報提供をお願いします。

町ホームページ
検索キーワード

まもメール



問合せ／みどり担当 (内線1612・1613)

別海町酪農女性のつどい 第47回 開催のお知らせ

今回は「おいしくムダなく野菜の冷凍保存 作ってみよう！簡単乳和食」をテーマに、野菜の上手な冷凍保存方法についての講座や、乳和食についての実演講座などを行います。

会場には、無料の託児ルームを設けていますので、小さなお子さんのいる方もぜひご参加ください。



主催 別海町 別海町酪農女性のつどい実行委員会

後援 道東あさひ農業協同組合 中春別農業協同組合 計根別農業協同組合 別海町女性農業士会
根室農業改良普及センター 問合せ／農業政策担当 (内線1412)

- 開催日 10月8日(火)
 - 時間 午前10時30分から午後2時30分
受付は午前10時から
 - 場所 中央公民館
 - 参加対象 別海町在住農村女性および酪農研修生
 - 参加費用 100円 ■申込締切 9月17日(火)
 - 申込先 各農業協同組合 または 下記担当
- ※昼食にお弁当を用意しています。
お子さんのお弁当を注文する場合は1個500円いただきます。

別海町酪農研修牧場研修生募集のお知らせ



別海町酪農研修牧場では、就農を目指す研修生を随時募集しており、未経験の方も研修から新規就農までサポートします。また、将来的に独立就農をお考えの方も随時相談を受け付けています。

詳しい内容や申し込み方法、就農の相談は、右記問合せ先にご連絡ください。

- 受入条件
 - ・おおむね40歳未満までの夫婦またはパートナーのいる方
 - ・18歳以上30歳未満の独身の方
 - ・研修終了後、町内で就農または酪農関連業務に従事する方
- 研修期間 原則3年間(経験や力量の程度により調整します。)
- 研修生の待遇 酪農研修生は(有)別海町酪農研修牧場の職員となります。(各種保険等完備)
- 研修手当 月額183,200円(夫婦で366,400円)を支給
- 募集期間 随時募集中
- 申込み・問合せ 〒088-2576 別海町西春別347番地63
有限会社別海町酪農研修牧場
TEL 77-1050 担当 嶋野

食品衛生責任者講習会 受講料の一部を補助します

本町では都市との観光交流の推進を目的として、ファームイン等の食事提供やチーズ等の加工品販売時に必要となる食品衛生責任者の資格を習得するための講習会受講料に対し、補助金を交付しています。

- 補助対象者 町内に在住する農協組合員等でファームイン等の食事提供やチーズ等の加工品販売を行う予定のある方
- 補助金額 講習会受講料の3分の2以内
- 申請方法 交付申請書と講習会修了証の写しを講習会の翌月末までに下記担当へ提出してください。
※交付申請書は下記担当で配布しています。
- その他 講習会の日程等は、北海道食品衛生協会のホームページ等をご確認ください。

申請・問合せ／観光・交流担当 (内線1621)